

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

### 指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加 指名停止措置要綱 該当条項等	事実概要
東亜道路工業株式会社 代表取締役 森下 協一 東京都港区六本木7-3-7	令和元年(2019年)9月5日から 令和元年(2019年)12月4日まで (3か月間)	「つくば市入札参加指名停止等措置要綱」 第2条第1項別表第2 第2項「独占禁止法違反」第1号 左記の者は、課徴金 減免制度の適用を受けていることから、同 要綱第4条第3項を適用して、指名停止期 間を2分の1とする。	東亜道路工業(株)が、他社と共同して、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引き上げ額又は当該価格を維持すること等を決定していたことが、独占禁止法第3条に違反する行為であるとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から公表された。